

平成28年2月定例会

県土整備委員会説明資料

危機管理部

目次

I 平成28年度主要施策の概要	1
II 提出予定案件	5
1 一般会計・特別会計予算	5
(1) 歳入歳出予算	5
ア 総括表	5
イ 課別主要事項説明	7
危機管理政策課	7
とくしまゼロ作戦課	9
消防保安課	11
安全衛生課	13
生活安全課	16
2 その他の議案等	18
(1) 条例案	18

I 平成28年度主要施策の概要

(危機管理部)

1 県土強靱化の推進

- (1) 防災意識の向上と防災を支えるひとづくり
① 「防災メモリアルイヤー」における重点啓発
昭和南海地震から70年の節目の年にあたる平成28年を「防災メモリアルイヤー」と位置付け、自助・共助・公助一体となった重点的な啓発活動を展開する。
ア 過去の自然災害を風化させず、次世代への教訓とするため、「昭和南海地震70年式典」及び「防災シンポジウム」を開催する。
イ 毎月一つのテーマに沿った点検を県民や事業者に呼び掛ける「毎月1点検運動」を推進するとともに、気象や被災状況を地理空間情報上で提供する「県民向けポータルサイト」を構築する。
ウ 幅広い層で防災意識のさらなる向上を図るため、防災映画祭をはじめ、高校防災クラブと防災士の交流イベント、駅前防災キャンペーンなどを実施する。
② 防災人材の育成
ア 「とくしま地震防災県民会議」を核に、県民、事業者、行政が一体となり、「とくしま防災フェスタ」や「自助力」の向上を図る啓発キャンペーンなど、地震・津波を迎え撃つ県民運動を展開する。
イ 県立防災センターや南部防災館を活用し、各種啓発事業や講習会等を実施することにより、県民の防災知識を深める。
ウ インターネットを活用した養成講座による「防災士」の裾野の拡大、「地域の防災リーダー」となる人材の育成と活躍の促進、学校・地域における防災教育・防災活動の支援など、「防災生涯学習」を総合的に推進する。
エ 地域と企業の連携によるモデル的な取組みを支援するなど、自主防災組織の活性化を図り、自助・共助に基づく地域防災力を高める。
オ 昨年、本県で開催された全国初となる「少年消防クラブ交流会（全国大会）」を契機に、未来の消防団員の確保につなげるため、少年消防クラブの活動支援を行うとともに、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に向けて、人材育成並びに団員の確保及び技術力の向上のための事業を実施する。
カ 消防学校において、消防職員・消防団員の安全かつ的確な業務遂行に必要な技術や知識について教育訓練を行う。

(2) 災害を迎え撃つまちづくり

- ① 進化する「とくしまゼロ作戦」の推進
南海トラフ巨大地震等における「死者ゼロ」の実現と、あらゆる大規模災害が発生しても「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った「強靱な県土づくり」を推進するため、市町村等が実施する防災・減災対策に対し、きめ細やかな支援を行う。
ア 市町村の「国土強靱化地域計画」に位置付けられた避難路や避難場所などの緊急的な整備を支援する。
イ 土砂災害警戒区域外への指定緊急避難場所や指定避難所の整備を支援する。

- ウ 避難路や避難所の防災機能を向上させるため、LEDを活用した避難誘導灯、V2H（EV送受電設備）や電源確保用資機材などの整備を支援する。
- エ 「徳島県広域防災活動計画」を推進するため、支援物資の物流拠点の整備や機能強化を支援する。
- オ 孤立化想定集落に対する通信手段の確保や救助・救援体制の強化を図るため、衛星携帯電話や衛星Wi-Fiルーター等の通信関係機器やヘリポートの整備を支援する。
- カ 大規模な水害、土砂災害に対する住民の安全な避難体制を確立するため、指定緊急避難場所等を反映した安全避難計画の作成を支援する。
- ② 災害に備える情報基盤や保安体制の構築
 - ア 県や市町村、防災関係機関との災害情報共有及び県民への防災・災害情報の配信を迅速かつ円滑に行うため、総務省のG空間関連事業の実証成果などを活用し、「災害時情報共有システム」、「すだちくんメール」などのシステムの機能強化を図る。
 - イ 自然災害をはじめあらゆる危機事象に対応するため、「すだちくんメール」や「災害時情報共有システム」等各種情報システムの運営と、これらを活用した各種研修・訓練の実施により、初動体制の迅速な確立を図る。
 - ウ 危険物の取扱い等に対する各種規制を行うとともに、事業者や関係団体の自主的な保安活動を促進することにより、災害の未然防止、公共の安全確保を図る。

(3) 安全・安心の体制づくり

- ① 「戦略的災害医療プロジェクト」の推進
 - ア 災害関連死をはじめとする「防ぎ得た死」をなくすため、平時と災害時とのつなぎ目のないシームレスな医療提供体制を構築する。
 - イ 災害医療力を強化するため、各圏域における応援・受援体制を強化するとともに、災害医療を担う人材の育成や災害医療ロジスティクスの機能強化を図る。
 - ウ 避難所における良好な生活環境の確保を図るため、避難所運営リーダーの養成や住民主体の避難所運営訓練を行う。
 - エ 医学的管理を必要とする要配慮者対策として、医薬品・資機材の整備や医療機関・患者等関係者間のネットワークの構築などを行う。
 - エ 災害活動における国際標準を導入した「避難所環境の評価システム」を構築するとともに、要配慮者支援のための情報基盤等の整備を行う。
- ② 行政の対応能力の強化
 - ア より実践的な総合防災訓練や広域連携訓練等を実施するほか、防災拠点となる県有施設等の耐震化を推進し、災害・危機管理対応能力の強化を図る。
 - イ テロや武力攻撃をはじめ、新型インフルエンザ、家畜伝染病など様々な危機事象に対し、危機管理会議による全庁を挙げた迅速での確な対応を図る。
 - ウ 消防防災ヘリコプターへの災害対応能力を向上させるため、ヘリサットを搭載した新機体への更新を行う。
 - エ 多様な連携による広域的な応援・受援体制を構築するため、鳥取県の市町村等との相互交流や連携活動等の支援を行う。

2 くらしの安全安心の推進

(1) 「食の安全安心ブランド」の確立

① 「食品表示」適正化等の推進

「安全な食料供給体制の構築」と「安心な食生活の確保」を戦略的に推進するため、特定食品製造事業者届出制度の推進を図るとともに、食品製造過程の「見える化」を推進する。

ア 特定食品製造事業者及び食品表示責任者の果への届出や、県産物表示食品に係る仕入関係資料等の保存義務化を推進し、食品表示の適正化を図る。

イ 新たに制度化された「機能性食品表示」や「栄養成分表示の義務化」に対する事業者の円滑な移行を支援するため、「食品表示専門アドバイザー」によるきめ細やかな相談体制の構築を図る。

② 「食の安全・安心」の確保・推進

食品関連事業者への食品の国際的衛生管理手法であるHACCPの導入支援、監視指導や啓発、監視指導や啓発、消費者への適切な情報提供を行うことで、「食の安全・安心」を確保・推進する。

ア HACCPの普及促進を図り、県産食品の高付加価値化による国内競争力の向上及びTPPを見据えた輸出促進に繋げるため、HACCP導入を支援するとともに、「徳島県HACCP認証」を推進する。

イ 集団給食施設等への監視指導の強化や食品関連事業者の自主衛生管理の向上を図るとともに、食中毒事故の未然防止と食品の安全対策を推進する。また、輸入食品の増加に対応するため、残留農薬等の検査を実施し、県民の食に対する不安解消と安全性確保に努める。

ウ 増員された「とくしま食品表示Gメン」による機動的な監視活動はもとより、科学的産地判別分析を効果的に活用し、産地偽装の抑止を図る。

エ シカ・イノシン等野生鳥獣肉の安全性を確保するため、処理加工施設の衛生管理認証等を行うとともに、病原体の保有状況等の検査・調査を実施する。

オ 食の安全安心に関する正しい知識の普及を図るため、事業者自らが実施するリスクコミュニケーション等を推進するとともに、次代を担う子供や、食の安全安心に関心が高い子育て世代などを中心に「食の知」の向上を図る。

カ 公衆衛生分野の獣医師確保対策として、獣医師職員養成・修学資金貸与等事業を実施する。

③ 生活衛生対策の推進

県民の生活衛生の向上を図るため、良質な水道水の安定供給や生活衛生対策を推進する。
ア 水道事業者に対する水道施設整備の促進や水質適正管理の指導を行い、県民に安全で良質な水道水の安定供給の確保を図る。

イ 理容業、美容業、クリーニング業など生活衛生関係営業の衛生水準の向上及び業界の健全な振興を支援し、県民の生活衛生の向上を図る。

ウ 生活衛生業界の活性化と徳島の魅力を発信するため、外国の生活習慣や食文化を理解し、良質なサービスの提供につながる研修会、講習会、体験会を支援する。

(2) 全国に誇る「安全・安心な消費社会」の実現

- ① ライフステージに応じた消費者教育の充実
振り込み詐欺等の「くらしのトラブル」を防止するため、消費生活相談体制の充実や消費者被害防止施策を推進する。
ア 消費生活における安全・安心を確保するため、消費者情報センターの運営や市町村の相談対応力の向上等を図る。
イ 深刻化している悪質商法や振り込み詐欺による消費者被害を踏まえ、若者や高齢者等の被害を防止し、自立的な消費者を育成するため、啓発や見守り人材の育成、ライフステージに応じた消費者教育を着実に効果的に推進する。
- ② 消費者庁、消費者委員会及び国民生活センターの誘致推進
東京一極集中を是正し、地方創生を推進するとともに、消費者目線・現場主義に立った日本の消費者行政を徳島から発信するため、消費者庁や国民生活センター等の誘致に必要な環境を整備する。
- (3) 交通事故防止対策の推進
ア 交通事故総量を減少させるため、県民の安全意識の高揚を図るほか、県民総ぐるみによる交通安全運動を展開する。
イ 子供、高齢者、障がい者など、交通弱者に配慮した「人優先の交通安全思想」を基本に、各層に応じた交通安全教室を実施し、交通ルールの遵守と交通マナーの向上を推進する。
ウ 自転車での死亡事故ゼロを目指し、ヘルメット着用や「点検整備」と併せた「保険加入」を促進するとともに、「自転車安全運転競技大会」の開催や「自転車交通安全運動月間」運動などを実施する。

(4) 人と自然が調和する社会の推進

- ① 犬・猫殺処分ゼロに向けた取り組み
ア 動物愛護管理センターを拠点として、動物の適正な飼養管理の指導や地域に根差した動物愛護思想の普及啓発の推進を図る。
イ 狂犬病をはじめとする動物由来感染症の発生予防及びまん延防止を図るため、正しい知識の普及啓発に努めるとともに、予防体制の整備を図る。
ウ 大規模災害発生時の備えと動物愛護の推進を図るため、収容犬の中から「災害救助犬」や「セラピー犬」を育成する。
エ 犬・猫の殺処分ゼロに向け、更なる譲渡を図るため、平時にはボランティアの活動拠点として、災害時には「救護シェルター」として、リバーシブルに活用できる譲渡交流拠点施設の整備を推進する。
- ② 生物多様性の次世代への継承に向けた取り組み
豊かな生物多様性を後世へと継承していくため、「とくしま生物多様性センター」を中心に、生物多様性リーダーの養成による普及啓発、県民との協働による希少生物の保護及び生息調査や保全活動を促進する。
- ③ 野生鳥獣管理対策の推進
ア 農作物等に大きな被害を与えているニホンジカ、イノシシ、ニホンザルの個体数調整捕獲や繁殖抑制を積極的に推進するほか、剣山地域での自然植生被害の防除対策等を実施する。
イ 鳥獣保護事業計画に基づき、希少野生鳥獣の保護増殖を図るほか、鳥獣保護思想の普及啓発を推進する。
ウ 次世代の狩猟技術者を育成、確保するため、捕獲方法の指導等を行う「地域コオーディネーター」の育成等を行う。

II 提出予定案件

1 一般会計・特別会計予算

(1) 歳入歳出予算
了総括表

一般会計

(単位：千円)

区分	平成28年度 当初予算額 A	前年度 当初予算額 B	比較		財源内訳										一般 財源		
			増減 A-B	率 A/B*100	特 定 財 源					内 訳							
					国支出金	分 担 金	使 用 手 数	財 料 費	財 産 入 収	寄 附 金	諸 収 入	繰 入 金	県 債	債			
危機管理 政策課	1,295,306	1,294,560	746	100.1			69		3,300								1,291,937
とくしま ゼロ作戦課	601,207	4,592,326	△3,991,119	13.1	27,500		17,830		540			259,171					296,166
消防保安課	2,344,057	309,162	2,034,895	758.2			20,477					162,000	2,137,000				24,580
安全衛生課	700,067	335,981	364,086	208.4	321,928		123,890		4,195			6,200	10,000				233,854
生活安全課	244,680	192,065	52,615	127.4	58,493		6,274	51	1,750			52,024					126,088
計	5,185,317	6,724,094	△1,538,777	77.1	407,921	0	150,641	17,950	9,785	0	479,395	2,147,000					1,972,625

(単位：千円)

特別会計

区分	会計名	平成28年度 当初予算額 A	前年度 当初予算額 B	比較		財源			内 財 源	記 源
				増減 A-B	率 A/B*100	諸収入	特 定 繰入金	繰入金		
安全衛生課	都市用水水源費 負担金特別会計	33,204	33,017	187	100.6	33,204				
合	計	33,204	33,017	187	100.6	33,204	0		0	0

イ 課別主要事項説明
危機管理政策課
(ア) 一般会計

(単位：千円)

目 名	28年度 当初予算額 A	前年度 当初予算額 B	比 較		摘 要	前年度 6月補正後 予算額
			増 減 A-B	率 $\frac{A}{B} \times 100$ %		
一般管理費	69,978	82,397	△ 12,419	84.9	① 給与費 8人	(69,978) (82,397)
企画総務費	17,305	17,199	106	100.6	① 給与費 2人	(17,305) (17,199)
防災総務費	698,062	711,948 (786,948)	△ 13,886 (△88,886)	98.0 (88.7)	① 給与費 66人 ② 防災対策指導費 県民の生命、財産を自然災害等から保護するための諸施策を総合的かつ計画的に推進するための経費 ア 防災総務費 イ 関西広域連合分賦金に要する経費 ウ 南部圏域防災対策推進事業 エ 防災情報システム活用費 オ 西部圏域防災対策推進事業 カ ③ 昭和南海地震70年事業 キ ③ G空間防災情報ポータルサイト構築事業 ク ③ 県庁BCP訓練等推進事業 コ ③ 防災センター運営費 防災人材育成センターの防災啓発に要する経費 ア 防災センター管理運営事業 イ 県民防災力強化啓発推進事業 ウ 「自分の命は自分で守る」県民運動推進事業	(605,434) (18,301) 5,407 665 625 300 439 5,000 6,230 300 (62,105) 35,936 2,423 1,500
						(615,101) (6,084) 5,387 635 221 300 176 (144,301) 30,121 2,215 1,000

目 名	28年度 当初予算額 A	前年度 当初予算額 B	比 較		摘 要	前年度 6月補正後 予算額	
			増 A-B	率 $\frac{A}{B} \times 100$ %			
防災総務費					エ 地域防災力強化人材育成推進事業 オ 防災生涯学習推進事業 カ 先進的「快適避難所」構築推進事業 キ とくしま防災「防人プロジェクト」推進事業 ク 「防災士」活用・防災啓発サポーター事業 ケ ④ 進め！防災・減災啓発事業 ④ 危機管理対策費 危機管理協議の運営や国民保護体制の整備などのための経費 ア 危機管理強化促進事業 イ 危機管理連携強化促進事業 ⑤ 危機管理調整費 危機事象発生時において、緊急に必要な経費に充当するための経費	4,840 5,223 2,851 3,000 1,000 5,332 (2,222) 782 1,440 (10,000)	2,800 7,165 4,000 6,000 4,000 (11,462) 862 1,600 (10,000)
消防指導費	57,878	58,805	△ 927	98.4	① 消防学校運営費 消防職員及び消防団員に対する消防教育訓練を実施するための経費	(57,878)	(58,805)
環境衛生総務費	427,303	400,138	27,165	106.8	① 給与費 53人	(427,303)	(400,138)
工業業総務費	24,780	24,073	707	102.9	① 給与費 3人	(24,780)	(24,073)
危機管理政策課 計	1,295,306	1,294,560	746	100.1			
		(1,369,560)	(△74,254)	(94.6)			

(注) 平成27年6月定例会で補正予算額の計上があった場合については、「前年度当初予算額」欄、「比較」の中の「増減」欄及び「率」欄それぞれの下段に()書きで平成27年6月補正予算額を計上しています。

とくしまゼロ作戦課
(ア) 一般会計

(単位：千円)

目 名	28年度 当初予算額 A	前年度 当初予算額 B	比 較		要 摘	前年度 6月補正後 予算額
			増 減 A-B	率 $\frac{A-B}{B} \times 100$ %		
財政管理費	16,241	1,019,171 (1,020,071)	△ 1,002,930 (△1,003,830)	1.6 (1.6)	① 命を守るための大規模災害対策基金積立金	(1,020,071)
防災総務費	525,852	3,513,727 (3,533,727)	△ 2,987,875 (△3,007,875)	15.0 (14.9)	① 防災対策指導費 県民の生命、財産を南海トラフ巨大地震等の災害から保護するための諸施策を総合的かつ計画的に推進するための経費	(470,530)
					ア 防災対策指導事業費	6,341
					イ 防災訓練等実施事業費	3,815
					ウ 防災システム運用費	63,209
					エ 備蓄物資整備事業	1,100
					オ 戦略的災害医療プロジェクト推進事業	58,905
					カ 災害時給油所地下タンク製品備蓄促進事業	430
					キ 災害医療推進基金積立金	100,754
					ク ④ 安心とくしまネットワーク基盤強化事業	50,000
					ケ ④ 「徳島県自然災害誌」作成事業	2,000
					コ ④ 三者連携防災訓練実施事業	400
					サ 地震防災対策推進事業	2,749
					シ 進化する「とくしまゼロ作戦」緊急対策事業	166,000
					ス 徳島県生活再建特別支援事業	9,000

(単位：千円)

目 名	28年度 当初予算額 A	前年度 当初予算額 B	比 較		摘 要	前 年 度 6月補正後 予 算 額
			増 減 A - B	率 $\frac{A}{B} \times 100$ %		
					② 総合情報通信ネットワークシステム運営費 総合情報通信ネットワークシステム等の運営に要する経費	(47,392) 3,050,502
					ア 総合情報通信ネットワークシステム運営事業費	46,642
					イ ヘリコプターテレビ伝送中継システム運営事業	3,860
					③ 南部防災館管理運営費 南部防災館の管理運営に要する経費	(12,218) (12,695)
社会福祉総務費	59,114	59,428	△ 314	99.5	① 災害救助法施行費 災害救助法に基づき、応急的に必要な救助を行い、被災者の保護と社会秩序の保全を図るための経費	(59,428)
とくしま ゼロ戦課 計	601,207	4,592,326 (4,613,226)	△3,991,119 (△4,012,019)	13.1 (13.0)		

(注) 平成27年6月定例会で補正予算額の計上があった場合には、「前年度当初予算額」欄、「比較」の中の「増減」欄及び「率」欄それぞれの下段に()書きで平成27年6月補正後予算額等を計上していただきます。

(単位：千円)

目 名	28 年 度 当 初 予 算 額 A	前 年 度 当 初 予 算 額 B	比 較		摘 要	前 年 度 6 月 補 正 後 予 算 額
			増 A-B	減 率 $\frac{A}{B} \times 100$		
銃砲火薬ガス 等 取 締 費				%	② 高圧ガス取締費 高圧ガスの製造、販売、貯蔵、移動及び消費について 規制・指導し、災害事故を防止し、併せて取引の適正化 を図り公共の安全を確保するための経費 ③ 危険物関係団体助成費 火薬、ガス関係団体に対し助成することにより、各関 係事業所の自主保安体制を確立し、公共の安全を確保す るための経費	(5,935) (142) (6,090)
消防保安課 計	2,344,057	309,162	2,034,895	758.2		

安全衛生課 一般会計
(ア)

(単位：千円)

目 名	28年度 当初予算額 A	前年度 当初予算額 B	比 較		要 摘	前年度 6月補正後 予算額
			増 A-B	減 率 $\frac{A}{B} \times 100$ %		
予 防 費	168,277	150,741 (162,641)	17,536 (5,636)	111.6 (103.5)	① 動物愛護管理費 狂犬病をはじめとする動物由来感染症の発生等を防止するとともに、動物愛護管理センターを拠点とした野犬の捕獲・処分及び飼い犬の適正な管理指導と動物愛護思想の普及啓発に要する経費 ア ペットに優しいまちづくり推進事業 イ 地域における人と動物の共生支援事業 ウ 動物由来感染症対策事業 エ 災害救助犬等育成プロジェクト推進事業 オ (新)「譲渡交流拠点施設」整備事業 カ (新)市町村適正管理推進モデル支援事業	(168,277) 4,400 2,708 2,750 7,500 14,000 4,000
食品衛生指導費	195,643	153,391 (186,850)	42,252 (8,793)	127.5 (104.7)	① 食品衛生管理指導費 食の安全を確保し、消費者に対する正しい衛生知識を普及するとともに監視指導を行う経費 ア 食品衛生管理指導事業費 イ 食品検査施設のG L P推進対策事業費 ウ 広域食品衛生監視強化事業費 エ (新)食品輸出戦略支援事業 ② 乳肉衛生管理指導費 乳肉食品の安全性を確保するための検査及び適正な管理指導に要する経費 ア (新)阿波地美栄衛生管理スキルアップ事業 イ 食鳥検査等指導事業費 ウ 徳島県獣医師職員養成・修学資金貸与等事業	(52,752) 39,613 11,110 2,029 (44,847) 1,500 4,730 3,377

(イ) 特別会計

(単位：千円)

目 名	28年度 当初予算額 A	前年度 当初予算額 B	比 較		摘 要	前年度 6月補正後 予算額
			増 A-B	率 $\frac{A}{B} \times 100$ %		
都市用水水源費 負担金特別会計	33,204	33,017	187	100.6	① 早明浦ダム建設事業上水道用水負担金 早明浦ダムに要する経費のうち上水道用水に係る負担金 ② 旧吉野川河口堰建設事業上水道用水負担金 旧吉野川河口堰に要する経費のうち上水道用水に係る負担金	(19,951) (13,066)
安全衛生課 計	33,204	33,017	187	100.6		

生活安全課
（ア）一般会計

（単位：千円）

目 名	28年度 当初予算額 A	前年度 当初予算額 B	比 較		要 摘	前年度 6月補正後 予算額
			増 減 A-B	率 $\frac{A}{B} \times 100$		
消費者行政 推進費	99,309	77,881 (87,981)	21,428 (11,328)	127.5 (112.9)	① 消費者行政推進費 消費者基本条例及び消費者関係法に基づき諸施策の推進に要する経費 ア 徳島県消費者行政活性化事業 イ くらしを守る消費者パワーアップ事業 ウ ⑨ 「エシカル消費」推進プロジェクト エ ⑨ 消費者庁等移転実施計画策定事業 ② 消費者情報センター運営費 消費者情報センターの運営に要する経費	(47,180) 16,000 21,300 10,000 10,000 (40,782)
諸 費	1,550	1,550	0	100.0	① 生活設計等啓発費 生活設計等啓発事業の効果的な促進を図るための経費	(1,550)
運輸交通対策費	19,485	11,648	7,837	167.3	① 交通安全教育推進費 県民の交通安全意識の高揚を図るため、地域の実情に即した交通安全教育を推進するための経費 ② 交通安全対策費 交通安全運動の実施、交通マナーの向上の推進、広報活動等により交通事故の防止を図るための経費 ア ⑨ 命を守る自転車安全適正利用促進対策事業 ③ 交通事故相談所費 交通事故相談所の運営に要する経費	(2,886) (6,125) 8,500 (2,637)

(単位：千円)

目 名	28年度 当初予算額 A	前年度 当初予算額 B	比 較		摘 要	前年度 6月補正後 予算額	
			増 A-B	率 $\frac{A}{B} \times 100$ %			
環境衛生指導費	124,336	100,986 (145,986)	23,350 (△21,650)	123.1 (85.2)	① 自然環境保全等調査費 自然環境保全行政を推進するための基礎調査等の経費 ア ① 「とくしま生物多様性センター」機能強化推進事業 ② 鳥獣等保護費 鳥獣保護及び狩猟対策に要する経費 ア ニホンジカ管理捕獲・利用促進プロジェクト事業 イ ニホンザル適正管理事業 ウ ① イノシシ指定管理捕獲事業 エ 狩猟者育成確保対策事業 オ 関西広域連合分賦金	(5,500) 5,500 (118,836) 43,173 7,083 40,000 5,000 1,027	(2,766) 104,800 11,000 5,000 945
生活安全課	244,680	192,065 (247,165)	52,615 (△2,485)	127.4 (99.0)			
危機管理部	5,185,317	6,724,094 (6,920,453)	△1,538,777 (△1,735,136)	77.1 (74.9)			

(注) 平成27年6月定例会で補正予算額の計上があった場合は、「前年度当初予算額」欄、「比較」の中の「増減」欄及び「率」欄それぞれの下段に()書きで平成27年6月補正後予算額等を計上しています。

2 その他の議案等

(1) 条例案

ア 興行場法施行条例の一部を改正する条例（安全衛生課）

(改正の理由)

興行場の公衆衛生上講ずべき措置について、暮らしの質の向上のための取組の必要性等に鑑み、興行場における喫煙室及び便所の構造設備の基準について所要の改正を行う等の必要がある。

(改正の概要)

(ア) 興行場における喫煙室及び便所の構造設備の基準を改めることとした。

(イ) その他所要の整理を行うこととした。

(施行期日)

この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。

イ 徳島県自転車道の安全で適正な利用に関する条例（生活安全課）

(制定の理由)

自転車の安全で適正な利用に関し、県、自転車を利用する者及び自動車等の運転者の責務並びに県民、事業者及び関係団体の役割を明らかにするとともに、県が実施する施策の基本となる事項を定めることにより、自転車の安全で適正な利用に関する施策を総合的に推進し、並びに県、市町村、県民、事業者及び関係団体が協働して自転車の安全で適正な利用に関する運動を展開し、もって歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行し、かつ、県民が安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与する必要がある。

(条例の概要)

(ア) 自転車の安全で適正な利用に関し、県、自転車を利用する者及び自動車等の運転者の責務並びに県民、事業者及び関係団体の役割を明らかにするとともに、県が実施する施策の基本となる事項を定めることにより、自転車の安全で適正な利用に関する施策を総合的に推進し、並びに県、市町村、県民、事業者及び関係団体が協働して自転車の安全で適正な利用に関する運動を展開し、もって歩行者、自転車及び自動車等が共に安全に通行し、

かつ、県民が安心して暮らすことができ、地域社会の実現に寄与することを目的とすることとした。

- (イ) 県、自転車を利用する者及び自動車等の運転者の責務並びに県民、事業者及び関係団体の役割を定めることとした。
- (ウ) 知事は、県が実施する自転車の安全で適正な利用に関する施策及び県民等の取組を総合的に推進するための計画を定めることとし、当該計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表することとした。
- (エ) 県が行う自転車交通安全教育に加え、学校及び家庭においては、児童、生徒又は学生が自転車を安全で適正に利用することができるよう、必要な教育を行うよう努めなければならないこととし、事業者においては、その従業員に対し、自転車関係法令の遵守、自転車に係る点検及び整備の必要性等について、必要な教育を行うよう努めなければならないこととした。
- (オ) 自転車を利用する者は、その利用する自転車について、自転車関係法令に規定する基準その他の自転車の安全性に関する基準に適合するよう、自転車の点検及び整備を業として行う者による点検及び整備を行うよう努めなければならないこととした。
- (カ) 自転車を利用する者は、自転車の利用によって生じた他人の生命、身体又は財産の損害を賠償することができるよう、当該損害を填補するための保険又は共済（ウ）において「自転車損害賠償保険等」という。）への加入その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととした。
- (キ) 県は、自転車の安全で適正な利用に関し、県民、自転車を利用する者及び事業者の理解と協力を得られるよう広報活動及び啓発活動を行うこととした。
- (ク) 県は、自転車を利用する者の自転車損害賠償保険等への加入を促進するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずることとした。
- (ケ) 自転車の小売を業とする者及び自転車の貸付けを業とする者は、自転車を購入しようとする者及び自転車を借り受けようとする者に対し、自転車の安全で適正な利用に関して必要な情報の提供及び助言をするよう努めなければならないこととした。
- (コ) 県は、国、市町村、県民、事業者及び関係団体と連携し、自転車に係る利用環境の向上を図るために必要な措置を講ずるよう努めることとした。
- (サ) その他所要の規定を設けることとした。

（施行期日）

この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。

ウ 徳島県消費者の利益の擁護及び増進のための基本政策に関する条例の一部を改正する条例（生活安全課）

（改正の理由）

消費者安全法の一部が改正されたことに伴い、徳島県消費者情報センターの組織及び運営に関する事項等について条例で定める必要がある。

（改正の概要）

（ア）消費者の権利の実現の確保及びその自立の支援を図るため、徳島県消費者情報センター（以下「センター」という。）を徳島市徳島町に設置することとした。

（イ）センターは、（ア）の目的を達成するため、次の業務を行うこととした。

a 消費者安全法第8条第1項各号に掲げる業務を行うこと。

b 消費者教育に関すること。

c その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業を実施すること。

（ウ）センターに、所長その他必要な職員を置くこととした。

（エ）知事は、（イ）に掲げる業務の実施により得られた情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならないこととした。

（オ）その他センターの組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定めることとした。

（カ）その他所要の整理を行うこととした。

（施行期日）

この条例は、平成28年4月1日から施行することとした。

